

1-（4）安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施【申請案内 P.38～39】

問1. 燃費の統計を添付する場合、運転者名の記載がなく、車番（ナンバープレートの番号）のみで管理している書類でも評価の対象となるか。

答1. 対象となります。燃費表に車番（ナンバープレートの番号）のみの記載の場合、選任運転者と車番の関係がわかる書類（一覧表など）を添付してください。
または、添付資料でその車番に当てはまる選任運転者名を記入（手書き可）してください。
役職員名簿に記載されているどの運転者に対する個別教育の実施状況か確認できない場合、人数の確認ができないため、評価の対象となりません。

問2. 研修会の形式で、エコドライブや省エネ運転に関する教育を自社内で実施しているが、この項目で評価の対象となるか。

答2. この項目では多数が参加して行う集合型の研修は対象となりません。運転者の日々の省エネ運転の実績状況に対して個別の指導教育を実施しているものが評価対象となります。
※自社内の集合型の研修会については、1-（1）で評価します。

問3. 車両によって、アナログタコグラフとデジタルタコグラフで分かれているので、合算しないと選任運転者の半数以上を満たさないが、対象となるか。

答3. 対象となります。
種類が混在しても構いません。選任運転者の半数以上の人数の資料を提出してください。
ただし、選任運転者が重複して提出されている場合は、1名で数えます。